

宿毛市お試し住宅要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宿毛市（以下「市」という。）への移住を促進するため、移住を検討する者に対し、宿毛市当地域振興住宅を活用した宿毛市お試し住宅（以下「お試し住宅」という。）において、一定期間、市での生活を体験できる機会を提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 移住者 市外に住所を有する者のうち、高知県内に住所を有して原則として1年を経過しない者で、住所を有する前に県外に5年以上居住している者をいう。
- (2) 移住希望者 高知県内に住所を有していない者で、原則として県外に5年以上居住している者のうち、市への移住を希望し又は検討している者をいう。
- (3) お試し住宅 移住者及び移住希望者に向けて、市での生活を体験できる機会を提供するために整備した住宅のことをいう。

(お試し住宅の名称及び所在地)

第3条 お試し住宅の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
宿毛市お試し住宅	宿毛市西町四丁目594番地17（西町地域振興住宅） 【住居表示】宿毛市西町四丁目2番20の1号棟407号 宿毛市西町四丁目2番20の1号棟408号 宿毛市西町四丁目2番20の1号棟507号 宿毛市西町四丁目2番20の1号棟508号

(使用者の資格)

第4条 お試し住宅を使用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 市への移住を検討している移住者又は移住希望者
- (2) 申し込み時点での住所地において、市区町村税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でない者
- (4) 旅行に伴う宿泊利用でない者
- (5) 申し込み時点において、市での就職や起業等が確定していない者
- (6) 過去にこの制度を利用したことがない者

2 前号に掲げるもののほか、市長が特に利用を認める者

(住宅利用期間)

第4条 住宅利用期間は、1月以上6月を越えない期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。